

## 笠間市議会総務企画委員会記録

令和7年6月3日 午前10時00分開会

### 出席委員

委員長	川村和夫君
副委員長	河原井信之君
委員	坂本奈央子君
〃	内桶克之君
〃	田村幸子君
〃	西山猛君
〃	大関久義君

### 欠席委員

なし

### 出席説明員

監査委員事務局長	細谷敦君
監査委員事務局長補佐	鈴木行男君
消防長	谷口哲也君
市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	瀬谷昌巳君
環境推進部長	小里貴樹君
消防次長兼消防総務課長	原田正美君
消防総務課長補佐	来栖孝滋君
警防課長	中村猛君
警防課長補佐	近藤智広君
警防課長補佐	平沢崇君
人事課長	藤田優君
人事課長補佐	石川幸子君
人事課G長	塩田拓生君
人事課G長	川井章裕君
市民課長	松本光枝君
市民課長補佐	立原好雄君

市民課 G 長	海老澤 房江 君
市民課 G 長	佐山 明 君
デジタル戦略課長	稲田 和幸 君
情報政策調整官	長谷川 尚一 君
デジタル戦略課長補佐	中澤 信二 君
総務課長	甘利 浩行 君
総務課長補佐	木村 幸広 君
総務課 G 長	松葉 茂博 君
財政課長	本 函 亜紀 君
契約検査室長	小谷 淳一 君
財政課長補佐	橋本 貴文 君
資産経営課長	小貫 彰 君
資産経営課長補佐	横須賀 忍 君
資産経営課 G 長	瀧本 新一 君
資源循環課長	成田 崇 君
資源循環課長補佐	友部 光治 君
資源循環推進室長	安齋 岳美 君
環境センター所長	柏崎 泉 君
資源循環課主査	川末 洋行 君
資源循環課 G 長	水越 禎成 君

---

出席議会事務局職員

議会事務局次長	石井 謙
次長補佐	鶴田 貴子

---

議 事 日 程

令和 7 年 6 月 3 日（火曜日）  
午前 10 時 00 分開会

- 1 開会
- 2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・ 諮問第 1 号 審査請求に関する諮問について
- ・ 議案第 66 号 動産購入契約の締結について（基幹系パソコン購入）
- ・ 議案第 67 号 動産購入契約の締結について（基幹系プリンター購入）
- ・ 議案第 68 号 令和 7 年度笠間市一般会計補正予算（第 1 号）

(2) その他

---

午前10時00分開会

○川村委員長 総務企画委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、総務企画委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の議案等の説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議事事務局より、石井次長、鶴田次長補佐が出席しております。

本日の会議の記録は、鶴田次長補佐にお願いいたします。

本日は傍聴の申出がありますので、許可いたします。

---

○川村委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案等の審査であります。

審査は、審査日程表により、課別、議案別に行います。

それでは初めに、監査委員事務局、議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算(第1号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

監査委員事務局長細谷 敦君。

○細谷監査委員事務局長 監査委員事務局の細谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算(第1号)のうち、監査委員事務局所管の補正予算について御説明申し上げます。

11ページが一番下の欄を御覧ください。

2款総務費、6項1目監査委員費、8節旅費45万円の増額は、8月に長崎県で開催されます全国都市監査委員会定期総会研修会へ参加するための費用弁償及び普通旅費でございます。新型コロナウイルス感染症拡大のために令和2年度以降は参加を自粛しておりましたが、今年度4月に監査委員1名の改選もありまして、改めて3名の監査委員に参加の意向を確認したところ、2名の監査委員が参加できるということでしたので、監査委員2名分の費用弁償及び事務局職員1名分の普通旅費について、増額補正を要望するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

---

午前10時03分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、消防本部消防総務課、議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

消防次長兼消防総務課長原田正美君。

○原田消防次長兼消防総務課長 消防総務課原田です。よろしく申し上げます。

議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）について、消防本部分を御説明いたします。

歳出でございます。

14ページ下段を御覧ください。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、10節需用費、消耗品費14万3,000円になります。こちらは、救急車に積載されている半自動除細動器のバッテリーパックの購入になります。これは、救急車資機材の更新予定が令和7年度から令和8年度予定になったことで、更新時期まで安全に使用を継続するために新しいバッテリーを購入する必要があると判断したものです。

続きまして、12節委託料、器具点検保守委託料8万8,000円についても、救急車の更新予定が令和8年度予定になったことで、現在積載されている除細動器本体の保守点検が必要になったことによるものです。

続きまして、8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、14節備品購入費520万3,000円です。こちらは、常備消防と非常備消防の消防団分を合計された金額でございます。これ

は、大規模林野火災が全国各地で相次いで発生したことを踏まえ、常備、非常備消防としてさらなる現場対応能力の充実強化が必要と捉え、常備消防分、消防ホース34本と応急消火栓3式280万5,000円でございます。また、非常備消防の消防団へ、背負い式水のう、ジェットシューターというものですが、50個及び消防ホース32本、消防総務課分239万8,000円を整備するため、併せて要望するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 林野火災のために、今回、備品購入費520万3,000円でありますけれども、林野火災でホースなどを買うのに特殊なものを買うという意識なのですか。通常やっている消防の火災のときよりも、林野火災で例えば消防ホースが少し柔らかくなるとか、林野火災対応のものになるという認識はあるのですかね。

○川村委員長 消防総務課長原田正美君。

○原田消防次長兼消防総務課長 ただいまの内桶委員の質問ですが、消防ホースについては、従来、消防団、消防ともに使用している消防施設を要望するものがございます。消防ホースとしましても一括消防本部で管理しまして、大規模災害に備えるために消防本部で一括購入するものがございます。消防団に関してです。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 先ほど消防団分もということですが、今の説明でいくと、管理は一括してやって、火災の発生時に分配するという考え方なのですかね。

○川村委員長 消防総務課長原田正美君。

○原田消防次長兼消防総務課長 管理も含めて、現在消防団にもいろいろと消防ホース等々分配しているのですけれども、この50本につきましては、古くなったものから更新したり管理をするために、一括で消防本部で購入する予定になっております。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 消防ホース、その管理もそうですけれども、それはどこに保管するのですか。三つの消防署に分配して保管するのか、それとも笠間消防署に保管するのか、それはどうなのですか。

○川村委員長 消防総務課長原田正美君

○原田消防次長兼消防総務課長 ただいまの予定としましては、消防本部の西側にある倉庫に管理する予定になっております。

○川村委員長 ほかにありますかでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時09分休憩

---

午前10時10分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長公室人事課、議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 それでは、議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の人事課所管分について御説明いたします。

補正予算書11ページを御覧ください。

11ページ上段、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、8節旅費17万2,000円の増、並びに一つ下の欄でございます、18節負担金補助及び交付金88万円の増は、職員研修事業におきまして、公共施設の適正配置等に係る知識の習得を目的に、職員が公民連携事業に関する研修を受講するために必要な旅費及び研修負担金を計上するものでございます。

以上で人事課所管分の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 公民連携に関わる研修ということですが、どのような内容を研修するのか。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 内容につきましては、公民連携に関わります研修のeラーニングというものを20回程度やりまして、それから公民連携の先進地視察を兼ねました対面形式の開講式の研修ということで、先進地視察に主に3か所ほど行くような内容になっております。

例えば、岩手県紫波町とか新潟県新潟市に出向いての研修、そういった対面形式のほかにも、オンラインを通じました人選型の研修などを行う予定となっております。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 これ対象は、何人対象になるのですか、対象人数。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 担当課のほうから上がってまいりまして、職員研修負担金などもかさむものですから、今回は担当者が1名出向くことになってございます。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 先ほどeラーニングをやって、それから視察、紫波町の駅前の開発とかそういうやつだと思うのですが、それは全員が行くという解釈でいいのですか。担当課、担当課で1人ずつ出して、eラーニングをやって、全員がその研修に行くという解釈でいいですか。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 今回申し込んでおりますのは、先ほど申し上げましたように、担当者1人ということですので、参加するのは笠間市から1人でございます。

○川村委員長 ほかにありますか。

坂本委員。

○坂本奈央子委員 今のに関連しての質問ですが、この研修には担当課のほうからこのような研修があるので参加したいですという要望があって、参加となったのか、伺います。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 委員おっしゃられますように、担当課のほうから要望がございました。これから市の公共施設老朽化してまいりますので、その辺の適正配置、それから統合なども必要になってくると思いますので、その辺のところのノウハウを学びたいというところで、担当課のほうから要望がございました。

○川村委員長 坂本委員。

○坂本奈央子委員 分かりました。市ではいろいろな職員向けの研修を実施されていると思うのですが、ぜひ今後も継続して、職員がこういうことの勉強をしたいので研修に行きたいですというような自発的な研修が進められていくように、今後も継続して行っていただきたいと思います。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 今後なるべく職員のほうからそういうことで要望とか、自発的にいきたいというところの研修があれば、積極的に取り入れたいと思っております。

○川村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。  
これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

---

午前10時16分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民課、議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

市民課長松本光枝君。

○松本市民課長 市民課の松本です。よろしくお願ひいたします。

議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）、市民課所管分について御説明申し上げます。

11ページをお開き願ひます。

中段になります。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費でございます。

1節報酬201万9,000円から8節旅費9万円につきましては、戸籍事務に係る会計年度任用職員1名分の人件費でございます。戸籍事務につきましては、住民サービスが向上していく中、広域交付、証明書の電子申請や戸籍法改正等により業務量が年々増えている状況にあり、事務に対応していくためです。

以上で市民課所管分の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

---

午前10時19分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、政策企画部デジタル戦略課、議案第66号 動産購入契約の締結について（基幹系パソコン購入）及び議案第67号 動産購入契約の締結について（基幹系プリンター購入）の一括審議を行います。

提案者の説明を求めます。

デジタル戦略課長稲田和幸君。

○稲田デジタル戦略課長 デジタル戦略課の稲田です。よろしくお願ひいたします。

議案第66号、議案第67号 動産購入契約の締結について、一括して御説明いたします。

初めに、議案第66号 動産購入契約の締結について御説明いたします。

1、契約の目的ですが、住民基本台帳や税情報など基幹系業務で使用しているパソコンの老朽化のため、220台を購入するものでございます。

2、契約の方法は、指名競争入札です。

3、契約の金額は3,516万9,200円、うち消費税319万7,200円でございます。

4、契約の相手方は、茨城県水戸市南町3丁目4番14号、株式会社日立システムズ茨城支店、茨城支店長小原龍一でございます。

次に、議案第67号 動産購入契約の締結について御説明いたします。

1、契約の目的ですが、住民基本台帳や税情報など基幹系業務で各種証明書や納付書を印刷しているプリンターの老朽化のため、32台を購入するものでございます。

2、契約の方法は、指名競争入札です。

3、契約の金額は1,590万5,577円、うち消費税144万5,961円でございます。

4、契約の相手方は、茨城県水戸市笠原町1514番地の3、関彰商事株式会社ビジネストランスフォーメーション部水戸支店、支店長幾浦 誠でございます。

説明は以上です。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

大関委員。

○大関久義委員 この基幹系のパソコン220台、今使っているのは経過して、何年度購入してるの。

○川村委員長 デジタル戦略課長稲田和幸君。

○稲田デジタル戦略課長 7年を経過するものが195台、5年を経過するものが25台、合計220台となっております。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 この基幹系というのは、窓口においておくやつを基幹系というのか。基幹系というのが、ちょっと分からない。

○川村委員長 デジタル戦略課長稲田和幸君。

○稲田デジタル戦略課長 基幹系業務というものは、住民基本台帳、住民票を発行したり転入転出の際にシステムで受付をしたりとか、あとは市税関係、市民税とか固定資産税の賦課、また収税課ではそういった徴収の収納システム、あとは福祉部門の生活保護システムなどですね、あとは高齢福祉課あたりも、住民基本台帳を中心に連携しているものが、主に基幹系業務と呼んでおります。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 基幹系は分かりました。

そして、支所にも同じように配布されると思うのですが、その割合はどういうふうになっておりますか。分からなければ後でいい。

○川村委員長 デジタル戦略課長稲田和幸君。

○稲田デジタル戦略課長 台数でお答えさせていただきたいと思います。

笠間支所が26台、岩間支所が24台、地域医療センター、こちら健康医療関係ですが11台、あとはこども育成支援センターに1台、上下水道部浄化センターに2台配置となっております。あとは、本庁が160台となっております。

○川村委員長 ほかにございますでしょうか。

西山委員。

○西山 猛委員 1点お尋ねします。議案第67号の契約の相手方ですが、ビジネストランスフォーメーション部という部署があつて、さらにその水戸支店ということですが、この部署というのはどのぐらいの規模の物品を扱っているのか、ちょっと教えてください。

○川村委員長 デジタル戦略課長稲田和幸君。

○稲田デジタル戦略課長 どの程度の物品ということですが、主に情報関係機器、パソコンであったりプリンターだったり、あとはネットワークの構築、サーバーの構築などをメインに業務を行っている会社でございます。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 関彰商事株式会社というのは、ガソリンスタンドのイメージが強いのですけれども、ウエートはどのようなのですか。石油卸業が何割、そういう部署は何割とか、どういう割合なのですか。

○川村委員長 デジタル戦略課長稲田和幸君。

○稲田デジタル戦略課長 大変申し訳ございません。

関彰商事株式会社自体は、揮発燃料関係だったり情報機器の取扱いだったり、あとは清掃業務とかいろいろ多種にわたって業務を行っている会社というふうにお聞きしているのですが、その割合、各業務ごとの経常売上とかは、大変申し訳ございませんが、把握してございません。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 できれば、この業者はこういう根拠に基づいて落札をしたということ、やっぱり発注する側なので、こういうことでこういう根拠を持っていますから大丈夫ですよという裏づけというか、それを即答してもらいたいなと思ったのですね。総合商社という言葉もあると思うのですが、ただ、もともとはなかった部署だと思うのですけれども、その割合全事業の5%ですよという会社と、いやいや半分占めているですよというのでは全然違っちゃうと思うのですね、50%と5%では違うので。そういうことを知っているべきではないのかなと思って、発注する側、お金を払う側、市民の税金を使う側はと思ったのですね。

いいです、答弁は。

○川村委員長 ほかにありませんか。

内桶委員。

○内桶克之委員 この二つの入札が行われて、パソコンについては60%を切っている感じですが、これは入札後の調査は行ったのですかね。つまり、この業者に対して、納入の確認とか、こういうものでいう確認をしているのかどうか。

○川村委員長 デジタル戦略課長稲田和幸君。

○稲田デジタル戦略課長 この落札率に対しての調査ということでよろしいのでしょうか。

入札につきましては契約検査室のほうで行っておりまして、そこの調査という部分については行っていないということになります。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 物品なので、物自体を指定して購入するという形なので、物自体間違い

なければ値段的には問題ないと思うのですが、これは契約検査室の問題かもしれませんが、その落札率で問題になったケースもあるので、そこはどうかかなと思ったもので、分かりました。

○川村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第66号及び議案第67号を、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第66号及び議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

---

午前10時30分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部総務課、諮問第1号 審査請求に関する諮問についての審査を行います。

本諮問の内容について、説明を求めます。

総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 総務課の甘利です。よろしくお願いたします。

諮問第1号 審査請求に関する諮問についての御説明をいたします。

諮問第1号の議案のほうを御覧ください。

諮問の内容についてですが、審査請求があったことに対して審査請求を棄却することについて、地方自治法第229条第2項の規定により、議会に諮問するものでございます。

1、審査請求人につきましては、記載のとおりとなっています。

2、審査請求に係る処分でございますが、処分庁である下水道課が、令和6年5月から令和7年1月までに審査請求人に対し下水道使用料を請求した5回分の処分についてでございます。

3、審査請求の内容についてですが、（1）審査請求の趣旨については、これら下水道使用料の請求を取り消すことを求めるものです。

(2) 審査請求の理由(主張の趣旨)でございますが、アからウの3点で、アにつきましては、市に提出された排水設備計画確認申請書について、処分庁が業者に指示する形で、審査請求人らの署名または押印を得ることなく、図面を差し替え、申請書を偽造したことは悪質な違法行為である旨の訴えでございます。イにつきましては、審査請求人は下水道の使用者でないため、支払い義務はないとの訴えでございます。ウについては、審査請求人については、意思能力はないとの訴えでございます。

次のページをお開きください。

4、棄却しようとする理由についてでございますが、本件審査請求は、処分庁による審査請求人に対する下水道使用料の請求に関する処分に係るものであるという点で、令和6年6月25日付で請求を棄却した裁決と共通するものでございまして、前回裁決における事実認定や争点に対する判断を覆すに足りる的確な主張が立証されない限り、前回判断が踏襲されるべきものであると考えます。

とした上で、(1)の図面を差し替え申請書を偽造したことは悪質な違法行為である旨の訴えにつきましては、処分庁は、業者から提出された申請書の申請者欄が空欄であったため、仮預かりをして、後日処分庁から請求人の代理人に確認を求めることとしており、この旨を代理人との電話で担当者が説明し、代理人が了承する旨の回答したことから見ましても、審査請求人の主張する悪質な違法行為を認定することができない。

(2)の審査請求人は下水道の使用者ではないとの訴えにつきましては、処分庁が審査請求人宅で接続確認を行ったことは、前回の裁決でも認定されており、処分庁は、下水道法第20条第1項及び笠間市公共下水道条例第16条第1項の規定により、下水道使用料を請求していることから、審査請求人の主張を採用することはできない。

(3)の審査請求人については意思能力がない旨の訴えにつきましては、下水道使用料の請求は、契約ではなく、審査請求人が公共下水道を使用している事実に基づいて請求しているものであり、審査請求人の主張を採用することはできないとしまして、以上のことから、審査請求人の主張は、前回裁決における事実認定や争点に対する判断を覆すに足りるものではなく、その主張には理由がない。よって、本件審査請求については理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却するべきとするものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ここで暫時休憩します。

午前10時34分休憩

---

午前10時57分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大関委員が退席いたしました。

休憩中にあった主な御意見ですけれども、こちらの委員の方々から、何らかの1年間アクションを起こしてなかったという点では、こういう言葉あれでしょうけれども、行政側の足りない部分が多々あると思うのですね。だから、今回御意見をいただいているので、何らかの具体的なアクションを起こすことを決めていただいて、こちらの答申を出すにしても、付議事項なり条件をつけていただくような形で進めていく形を取らざるを得ないのではないかなと思いますので、いろいろ付議事項的なものがありましたら、今。

西山委員。

○西山 猛委員 それでは休憩中にもいろいろ協議をさせていただきましたが、現在上水道を使用していると。上水道の使用料金は支払っている。ただ、それと下水道使用料を分離して請求を起こしているということ。これは、他使用者に対する目線からいくと公平感に欠けるので、通常どおり上下水道一体の中の請求を起こしていただきたい。そういうことを今回の議案審査が了とするとすれば、直ちに行っていただきたい、次回の請求から行っていただきたい。

○川村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本諮問に対して、諮問書のとおり棄却すべきであると答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は諮問書のとおり棄却すべきであると答申することに決しました。

ここでお諮りいたします。

ただいまの決定の下に答申案を作成いたしたいと思いますが、本日の内容を踏まえて、私と副委員長に一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたしました。

なお、作成しました答申書案については、最終日本会議において、委員長報告として議案審査の経過と併せて御報告させていただきます。

以上で諮問第1号 審査請求に関する諮問についての審査を終了いたします。  
入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時01分休憩

---

午前11時08分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、財政課、議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

財政課長本図亜紀君。

○本図財政課長 財政課本図と申します。よろしくお願ひいたします。

議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）のうち、財政課所管分につきまして御説明申し上げます。

予算書6ページを御覧ください。

第3表、地方債補正でございます。市道整備事業債（幹線道路整備事業）をはじめ5件につきまして、国庫補助事業費の補正や内示された国庫補助金の予算補正に伴い、起債限度額を補正するものでございます。

次に、歳入でございます。

10ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,266万6,000円の増額は、本補正予算の財源調整といたしまして基金からの繰入金を補正するものでございます。

7目まちづくり振興基金繰入金につきましては、今年度より所管を企画政策課から財政課に変更いたしました。この変更に伴い、御説明させていただきます。2,196万4,000円の増額は、主に次世代の教育DX推進事業の増額補正に伴い、基金からの繰入金を補正するものでございます。

次に、22款市債でございます。先ほど、第3表、地方債補正で説明させていただいたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を、原案どおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

---

午前11時11分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、資産経営課、議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

資産経営課長小貫 彰君。

○小貫資産経営課長 資産経営課の小貫です。

議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）のうち、資産経営課所管分につきまして御説明申し上げます。

歳入でございます。

予算書10ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、15目1節公共建築物長寿命化等対応基金繰入金の補正額584万1,000円は、北山公園における遊具の撤去費用でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

---

午前11時13分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境推進部資源循環課、議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の資源循環課所管分について、第2表、債務負担行為補正により御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正を御覧願います。

表の最上段でございます。ゆかいふれあいセンター指定管理料でございますが、本施設の指定管理期間は令和7年度末をもって満了となるものでございます。ゆかいふれあいセンターについて当面運営を継続いたしたく、今年度中に指定管理者の選定、並びに基本協定の締結等に向けた事務を進めさせていただくため、令和8年度から令和12年度までの5年間における債務負担行為として、指定管理料4億3,840万円について計上させていただくものでございます。

資源循環課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川村委員長 大関委員が着席しました。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 今、特別委員会で処理場の問題とふれあいセンターのことをやっていますが、この5年間、令和12年までやるという判断の下に今回なったということで、最低令和12年までやるということで、この金額についてはどういう根拠で算出しているのか。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 まず、令和12年度まで運営を継続するというので、現在、新設等々比較している中で、令和12年度稼働というのを一つの目標にしてございますので、一旦、現環境センターをそこまでは継続稼働することが見込まれるということから、5年間

ということで債務負担行為を上げさせていただいております。また、金額の算出につきましては、現指定管理者のほうに5年間の事業計画見積りを依頼しまして、提出いただいた金額をこの5年間の実績などを踏まえて数字の精査をさせていただきまして、今回上げさせていただいたということでございます。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 以前、管理について、電気料の高騰とかありまして、それを指定管理料では賄えないということがあって補正とかやったのですが、それらの配慮をした中での債務負担行為ということでよろしいですか。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 事業者のほう、我々のほうで精査ともに直近の実績を踏まえやっております。おっしゃるとおり、人件費の高騰並びに光熱水費が主なものになるのですが、こちらの高騰を見込んだものということで計上させていただいております。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 5年間使うということになると、施設も老朽化しているので修繕費もかかるということになると思うのですが、修繕費については債務負担は管理だけなので、随時その状況を見て対応していくということよろしいですか。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 御意見のとおりでございます。いわゆる軽微な修繕については指定管理料の中で見てございますが、基本的に大規模なものになりますと市のほうで発注対応というのを現在もしております。今後もそういった体制でメンテナンスを行っていくことになろうかと思っております。

○川村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部退席のため暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩

---

午前11時18分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で総務企画委員会に付託になりました議案の審査は終了いたしました。

ただいま御審議いただきました審議の結果については、今期定例会最終日に報告することになります。

なお、報告書の作成については、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議がございませんので、そのように決定いたしました。

そのほか何かありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上をもちまして総務企画委員会を閉会いたします。

午前11時19分閉会